

集団的自衛権の行使容認「閣議決定」の撤回を求める意見書

本年7月1日、安倍内閣は集団的自衛権行使容認について閣議決定を行った。これまで、歴代の内閣が憲法規定からできないとしてきた憲法解釈を国民に問うことなく、また、国権の最高機関である国会での議論もなく、一内閣のみの判断で決定したことに多くの国民が疑問を持っている。

集団的自衛権とは、政府解釈によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である。

これまで政府は、憲法第9条のもと許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

しかし、政府は、この政府見解を変更し、集団的自衛権行使のため議員立法によって国家安全保障基本法を制定しようとしている。

自国が直接攻撃されていない場合には、集団的自衛権は許されないとする政府解釈は、憲法尊重擁護の義務（憲法第99条）を課されている国務大臣や国会議員によってみだりに変更されるべきではなく、また、憲法の下位にある法律によって憲法の解釈を変更することは、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とする憲法第98条や政府・国会が憲法に制約されている立憲主義に反するものであり、到底許されない。

よって、本市議会は、改めて集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月30日

広島県庄原市議会